

PART 734
SCOPE OF THE EXPORT ADMINISTRATION REGULATIONS
輸出管理規則の適用範囲

Sec.		Page
734. 1	序文	1
734. 2	EARの対象	1
734. 3	EARの対象品目	1
734. 4	DE MINIMIS 米国成分	3
734. 5	EARの対象となる米国人及び外国人の行為	6
734. 6	輸出許可及びその他の要求事項を決定するためBISから利用可能な援助	6
734. 7	公開されるもの	7
734. 8	“技術”又は“ソフトウェア”であって、基礎研究中に生じるもの、又は基礎研究の結果として生じるもの	7
734. 9	[Reserved]	
734. 10	特許	8
734. 11	[Reserved]	
734. 12	外国の法律及び規則に対する効力	9
734. 13	輸出	9
734. 14	再輸出	9
734. 15	提供	10
734. 16	移転（国内における移転）	10
734. 17	暗号ソースコード及びオブジェクトコードのソフトウェアの輸出	10
734. 18	輸出、再輸出、又は移転とはならない行為	11
734. 19	アクセス情報の移転	12
734. 20	みなし輸出とはならない行為	12
SUPPLEMENT NO. 1 [Reserved]		
SUPPLEMENT NO. 2 DE MINIMIS基準のガイドライン		

Part 734 (第734章) —輸出管理規則の適用範囲

§ 734.1 序文

(a) 本章において、輸出管理規則 (EAR) というときは、15 CFR chapter VII をいう。

本章では、輸出管理規則 (EAR) の適用範囲を定め、また、EAR で用いられる特定の重要な用語と原則について説明する。本章では、品目及び行為が EAR の対象となるか否かを判定するために用いるべき規則を規定している。本章は、EAR に基づく義務を判定する際の第一歩である。あなたの品目又は行為のいずれも EAR の対象でない場合、EAR に基づくいかなる義務もないし、EAR の他の章をチェックする必要もない。あなたの品目又は行為が EAR の対象であることをすでにわかっている場合、本章をチェックする必要はなく、あなたの義務を判定するために EAR の他の章のチェックに進むことができる。本章では、EAR で用いられる特定の重要な用語と原則も定めている。特に、次の用語を収載している：

“EAR の対象”、“EAR の対象品目”、“輸出”及び“再輸出”。

これらの用語及び他の用語は、EAR § 772 (用語の定義) にも収載されており、EAR で用いられる用語の意味について、EAR § 772 を調べなければならない。最後に、本章では、EAR の順守が、外国の法律に基づいて課されるいかなる義務も免除するものではないことを明確にしている。

(b) 本章は、EAR § 760 (制限的取引慣行又はボイコット) で示されるいずれの条項にも言及していない。

(c) 本章は、輸出管理法及びその他の法規において見出せる輸出 (再輸出を含む) 又は行為を規制する法的権限の適用範囲については明記していない。本章で行なうことは、EAR により執行された法的権限の範囲を示すことである。

§ 734.2 EAR の対象

(a) EAR の対象一定義

(1) “EAR の対象”とは、BIS が EAR のもとに規制の管轄権を執行する品目及び行為を定めるために、EAR の中で用いられる用語である。逆に、EAR の対象でない品目及び行為は、EAR の規制の管轄権外にあって、これらの規則によって影響を受けない。EAR の対象となる品目及び行為は、本章の § 734.2 から § 734.5 の中で定められている。品目又は行為が EAR の対象であるか否かを判定するために、商務省規制品リスト (CCL) 及び EAR の適用される部分をチェックしなければならない。しかし、品目又は行為が EAR の対象であるか否かを判定する際に、手助けを必要とする場合、本章の § 734.6 を参照しなさい。EAR の対象とならない一般に入手可能な技術及びソフトウェアは、本章の § 734.7 から § 734.11 と Supplement No.1 で定められている。

(2) EAR の対象となる品目及び行為は、他の省庁により執行される輸出関連プログラムに基づき規制される場合もある。EAR の対象となる品目及び行為は、必ずしも他の省庁の規制プログラムから免除されることはない。国家安全保障及び外交政策理由で規制を維持する BIS 及び他の省庁は、管轄圏の重複を最小化する努力をしているが、若干の場合において、複数の規制プログラムを順守しなければならない場合があることを知っていなければならない。

(3) 用語“EAR の対象”とは、EAR の他の箇所です課せられる輸出許可又はその他の要求事項と混同してはならない。単に、品目又は行為が EAR の対象であるからといって、輸出許可又はその他の要求事項が自動的に適用されることを意味していない。EAR の他の箇所が、そのような品目又は行為に対し輸出許可又はその他の要求事項を課す場合にのみ、輸出許可又はその他の要求事項が適用される。

(b) [Reserved]

§ 734.3 EAR の対象品目

(a) 本節の (b) 項で除外される品目を除いて、以下の品目は、EAR の対象である：

(1) 米国にあるすべての品目 (米国の外国貿易ゾーンにあるもの、又は米国を經由して外国から他の外国に輸送中のものを含む)；

(2) いずれにしろともすべての米国原産品目；

(3) 規制される米国原産貨物を組み込んでいる外国製貨物、規制される米国原産のソフトウェアが“バンドル”[添付]された外国製貨物、規制される米国原産のソフトウェアで commingle”[混合]された外

国製ソフトウェア、及び規制される米国原産の技術で“commingle”[混合]された外国製技術：

- (i) 本章の § 734. 4(a) で定めるものについては、いかなる量においても組込んでいるか、混合している場合；又は
 - (ii) 本章の § 734. 4(c) 及び § 734. 4(d) で定める de minimis 基準を超える量を組込んでいるか、混合している場合；
- (4) 米国原産の技術又はソフトウェアを直接用いて製造された特定の外国製品であって、EAR § 736. 2(b) (3) で定めるもの。用語“direct product[直接製品]”は、技術又はソフトウェアを直接用いて製造された immediate product[第一次製品]（プロセス及び役務を含む）を意味する；並びに
- (a) (4) 項の注：許可例外 ENC に基づいて輸出された米国原産の暗号品目から開発又は製造された特定の外国製の品目は、EAR の対象である。EAR § 740. 17(a) 及び § 740. 17(b) (4) (ii) を参照しなさい。
- (5) 米国原産の技術又はソフトウェアを直接用いて製造された米国外に所在するプラント又はプラントの主要な構成装置により製造された特定の貨物であって、EAR § 736. 2(b) (3) で定めるもの。

(b) 以下のものは、EAR の対象ではない：

- (1) 国家安全保障又は外交政策上の目的で輸出又は再輸出を規制する米国政府の以下の省及び機関によってのみ輸出又は再輸出が規制されている品目：

(i) 国務省

防衛取引管理部によって執行される国際武器取引規則（22 CFR § 120 から § 130）は、米国軍需品リストに掲げる防衛物品及び防衛役務に関連する。武器輸出管理法（22 U. S. C. 2778）第 38 節。（本節の (b) (1) (iv) 項も参照のこと）。

(b) (1) (i) 項の注：防衛物品又は防衛役務が国際武器取引規則で示される米国軍需品リストにより規制されている場合、その輸出及び一時的輸入は国務省により規制される。大統領は、永続的な輸入を目的とする防衛物品及び防衛役務を規制する権限を司法長官に委任した。国務長官及び司法長官によって規制される防衛物品及び防衛役務はひとまとめにして、武器輸出管理法（AECA）に基づく米国軍需品リストを構成する。司法長官が永続的な輸入規制のために防衛物品及び防衛役務を指定する委任された独立した権限を行使するので、司法省によって管理される永続的な輸入規制リストは、国際武器取引規則で示されるリストと区別するため、別途、米国軍需品輸入リストに分類された。AECA に基づいて司法長官に委任された機能を実行する際に、司法長官は、世界平和並びに米国の対外安全保障及び外交政策に影響を及ぼしている問題に関して、国務長官の見解によってガイドされなければならない。

(ii) 財務省、海外資産管理局（OFAC）

OFAC によって執行される規則は、特定の外国との広範囲な規制の実施及び取引の禁止を行っている。これらの規則には、特定の国への輸出及び再輸出の規制を含んでいる（31 CFR chapter V）。対敵通商法（50 U. S. C. 付録 第 1 節以降参照）、及び国際緊急経済権限法（50 U. S. C. 1701 以降参照）

(iii) 米国原子力規制委員会（NRC）

NRC によって執行される規則は、原子炉容器に関連する貨物の輸出及び再輸出を規制している（10 CFR 第 110 章）。1954 年改正の原子力エネルギー法（42 U. S. C. 第 2011 章以降参照）。

(iv) エネルギー省（DOE）

DOE によって執行される規則は、特別な核物質の製造に関連する技術の輸出及び再輸出を規制している（10 CFR 第 810 章）。1954 年改正の原子力エネルギー法（42 U. S. C. 第 2011 章以降参照）。

(v) 特許商標庁（PTO）

PTO によって執行される規則は、特許出願又はその修正、変更若しくは補足、又はそれらの分割の形での機密扱いでない技術の外国への輸出について規定している（37 CFR 第 5 章）。BIS は、EAR の対象となるそのような技術の輸出及び再輸出の承認に対する輸出管理法に基づく権限を PTO に委譲した。PTO の規則に基づいて承認されない当該技術の輸出及び再輸出は、EAR に従わなければならない。

(vi) 国防総省（DoD）と国務省の対外有償軍事援助（FMS）プログラム

引合状及び受諾書（LOA）に基づいて、武器輸出管理法の対外有償軍事援助プログラムのもとに外国又は国際組織に売却、リース又は貸付される EAR 対象品目であって、その LOA が当該移転が“EAR

の対象”ではなく、武器輸出管理法の管轄下にあることを認可したもの。

- (2) 録音済レコードであって、書籍、パンフレット及び種々の出版物（製本された新聞及び定期刊行物を含む）の内容を、全体又は一部を再生するもの；書籍、パンフレット及び種々の出版物（製本された新聞及び定期刊行物を含む）；子供の絵本と塗り絵帳；未製本の新聞及び定期刊行物（ゴミのものは除く）；楽譜書；楽譜ピース；カレンダー（1冊に綴じたもの及び1枚のもの）；地図、海図、地図帳、地名辞典、地球儀カバー及び地球儀（地球儀及び天球儀）；露光され、現像されたマイクロフィルムであって上記の内容の全部又は一部が複写されたもの；露光され、現像された動画フィルム及びサウンドトラック；並びにそれらに専ら関連する広告印刷物。
- (3) 次のいずれかに該当する情報及び“ソフトウェア”：
- (i) 公開されているもの（§ 734.7で規定される）；
 - (ii) 基礎研究の過程において又はその結果として生じたもの（本章の§ 734.8で規定される）；
 - (iii) 学術機関の履修便覧掲載講座における授業及び関連教育実習により提供されるもの；
 - (iv) いずれかの特許局から又はいずれかの特許局で入手可能な特許及び公開（発行された）特許出願書で掲載されるもの（ただし、発明秘密保持命令により対象とされるものを除く）又はそれ以外の場合において§ 734.10で規定される特許情報；
 - (v) 企業秘密でないシステムの説明；又は
 - (vi) カテゴリー9の製品グループEの注2（EAR § 774 Supplement No.1 参照）で定義される遠隔測定データ。

(b) (2) 及び (b) (3) 項の注釈：暗号ソースコードを掲載した書籍又はその他の印刷物自体は、EAR 対象外である（§ 734.3 (b) (2) 参照）。ただし、§ 734.3 (b) (2) に関わらず、電子形式又はメディア（例えば、コンピュータディスクット又はCD-ROM）に記録された暗号ソースコードは、EAR の対象である（§ 734.17 参照）。ECCN 5D002 のもとに番号分類される一般に入手可能な暗号オブジェクトコード”ソフトウェア”は、対応するソースコードが EAR § 742.15 (b) ~~§ 740.13 (e)~~ で指定される基準を満たしている場合、EAR の対象とならない。

(b) (3) 項の注釈：本編の§ 760で規定される場合を除いて、“技術”の定義（EAR § 772.1 参照）の範疇にない情報についてはEARの対象とはならない。

- (c) “EARの対象となる品目”とは、EAR § 774の商務省規制品リスト（CCL）でリストされた品目、及びその用語の定義に合致するその他のすべての品目から構成される。参照と分類を容易にするため、EARの対象ではあるが、CCLにリストされない品目は、“EAR99”として指定されている。一時的にCCL規制の対象となる品目は、EAR § 742.6 (a) (7) に基づき、ECCN 0Y521 シリーズ（すなわち、0A521、0B521、0C521、0D521 又は 0E521）に番号分類され、その間に改正された若しくは新規のECCNのもとでの番号分類が適切であるか、又はEAR99の指定記号が適切であるかに関する決定が行われる。
- (d) BISによって交付される貨物番号分類決定及びアドバイザーオピニオンは、EAR § 748.3で規定するところにおいて、問合せの品目が、“EARの対象である”とする決定ではないし、かつ、“EARの対象である”とする決定に依存することができない。
- (e) EAR対象品目は、国際武器取引規則（ITAR）の§ 120.5 (b) 及び § 126.6 (c) (22 CFR 120.5 (b) 及び 126.6 (c)) に基づいて、国務省防衛取引管理部からの輸出許可、同意又はその他の承認のもとに、輸出、再輸出又は国内における移転を行うことができる。ITARの§ 120.5 (b) のもとでの輸出許可、同意又はその他の承認の条件によらない輸出、再輸出又は国内における移転については、BISからの別の認可を必要とする。ITARの§ 126.6 (c) の適用範囲又は国務省政治・軍事局地域安全保障及び武器移転課の適用範囲を超える対外有償軍事援助事案に基づくEAR対象品目の輸出、再輸出又は国内における移転については、BISからの単独の認可を必要とする。

§ 734.4 DE MINIMIS 米国成分

(a) de minimis 基準がない品目：

- (1) 外国製コンピュータであって、加重最高性能（APP）が ECCN 4A003. b でリストされる数値 ~~8.0~~ ~~実効~~ ~~テラ演算(MT)~~ を超え、かつ、ECCN 3A001 に分類される米国原産の規制半導体（記憶回路を除く）を

内蔵しているものの外国からコンピュータ Tier3（第3層）の仕向地国への輸出、又は外国製コンピュータであって、APPが ECCN 4A994.b でリストされる数値 0.002WT を超え、かつ、ECCN 3A001 に分類される米国原産の規制半導体（記憶回路を除く）若しくは高速内部接続デバイス（ECCN 4A994.j）を内蔵しているものの外国からキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン及びシリアへの輸出については、de minimis レベルはない。

(2) ECCN 5E002 で規制される米国原産の暗号技術を組込んだ外国で生み出された暗号技術は、米国原産成分の量に関係なく、EAR の対象となる。

(3) **[Reserved]** 次のいずれかに該当する外国製品目については、~~de minimis 基準はない。~~

~~(i) 商務省規制品リスト (EAR § 774 Supplement No. 1) の ECCN 7A994 で定める種類の民生用の基本計器システム又は非常時計器システムであって、当該システムが QRS11-00100-100/101 マイクロマシン角速度センサーを集積したもの；~~

~~(ii) 民生用の自動飛行制御システムであって、当該システムが QRS11-00050-443/569 マイクロマシン角速度センサーを集積したもの；及び~~

~~(iii) ECCN 9A991 で定める種類の航空機であって、当該航空機が QRS11-00100-100/101 センサーを集積した基本計器システム又は非常時計器システム又は QRS11-00050-443/569 センサーを集積している自動飛行制御システムを組込んだもの。~~

~~(a) (3) 項の注釈：QRS11 マイクロマシン角速度センサーは“ITAR の対象” (22 CFR § 120 から § 130 を参照のこと) である (ただし、バージョンが QRS11-00100-100/101 のセンサーが ECCN 7A994 で定める種類の民生用の基本計器システム又は非常時計器システム、若しくはそのような集積されたセンサーを持つ民生用の基本計器システム又は非常時計器システムを組込んだ ECCN 9A991 で定める種類の航空機に集積される場合及び集積部品として組み込まれている場合、或いは単に当該システムに集積するためだけに輸出される場合；又は QRS11-00050-443/569 が ECCN 7A994 で定める種類の民生用の自動飛行制御システム、若しくはそのような集積されたセンサーを持つ自動飛行制御システムを組込んだ ECCN 9A991 で定める種類の航空機に集積される場合、或いは単に当該システムに集積するためだけに輸出される場合を除く)。~~

(4) ECCN 9E003.a.1 から a.8、.h、.i、及び.j で規制される米国原産の技術であって、国外において、書き直し、使用、参照、又は別な方法で混合されたものについては、de minimis レベルはない。

(5) ECCN 0A919.a.1 で規定される一以上の貨物を組み込んでいる外国製の“軍用貨物”は、EAR § 740 Supplement No. 1 のカントリーグループ D:5 にリストされている国を仕向地とする場合、de minimis レベルはない。

~~ECCN 6A003.b.4.b に分類されるカメラを組み込んでいる外国製の軍用貨物について、当該カメラが単独の品目として EAR の対象となる場合であって、かつ、その外国製の軍用貨物が国際武器取引規則 (22 CFR § 120 ~ § 130) の対象でない場合、de minimis レベルはない。~~

(6) 9x515 及び“600 シリーズ”

(i) 9x515 又は“600 シリーズ”の ECCN の.a 項から.x 項において、列挙又はその他の形態で規定されている米国原産の 9x515 又は“600 シリーズ”の品目を組み込んだ外国製品目について、EAR § 740 Supplement No. 1 のカントリーグループ D:5 にリストされている国を仕向国とする場合、de minimis レベルはない。

(ii) 米国原産の 9x515 又は“600 シリーズ”の.y 品目を組み込んだ外国製品目について、EAR § 740 Supplement No. 1 のカントリーグループ E:1 又は E:2 にリストされている国又は中国 (PRC) を仕向国とする場合、de minimis レベルはない。

(7) EAR の de minimis 基準にもかかわらず、海外資産管理局により発行された特定の規則のもとに、米国が所有又は管理する事業者による国外からの特定の輸出について、禁止される場合がある。それに加えて、de minimis 基準は、EAR § 744.6 で規定される大量破壊兵器及びミサイルの拡散支援を抑制する義務を米国人から免じることではない。

(b) 特定の暗号品目に対する特別な要求事項

本項にリストされている米国原産の品目を組み込んだ**非米国製の外国製品目**は、本節の (c) 又は (d) 項の de minimis 基準及び仕向地の要求事項並びに本項の要求事項を満たさない限り、EAR の対象となる。

(1) **米国原産の貨物又はソフトウェアは、ECCN 5A002 で規制される場合、及び ECCN 5B002 で規制され**

る場合、及びそれらのための同等の若しくは関連するソフトウェアであって、ECCN 5D002 に番号分類される場合、並びに ECCN 5A004 又は 5D002 に番号分類される“暗号品目”である場合、米国原産の貨物又はソフトウェアは、ECCN 5A002, a.1, a.2, a.5, a.6, a.9, b, 又は 5D002 で規制される場合、次のいずれかの条件を満たしていなければならない：

- (i) 一般に入手可能な暗号ソースコードであって、ECCN 5D002 に番号分類されるもののうち、§ 742.15(b)の届出要求事項を満たすもの（EAR § 734.3(b)(3)参照のこと）（このソースコードは、de minimis の計算において規制される米国原産成分にカウントする必要はない）；
~~EAR § 740.13(c)の届出要求事項を満たしていることにより、許可例外 TSU が是認されていること；~~
 - (ii) EAR § 740.17(b)(3)による番号分類のあと、BISによる許可例外 ENC が認可されていること；
 - (iii) EAR § 740.17(b)(2)による番号分類のあと、BISにより許可例外 ENC が認可されており、かつ、その非米国製外国製の製品が EAR § 740 Supplement No. 1 のカントリーグループ E:1 及び E:2 の仕向地に送付されないこと；又は
 - ~~(iv) EAR § 740.17(b)(4)に基づいて許可例外 ENC が是認されること；又は~~
 - (iv) ~~(iv)~~ EAR § 740.17(b)(1)に基づいてに基づく暗号登録の提出のあと、許可例外 ENC が是認されること。
- (2) 5A992.c, 5D992.c 又は 5E992.b に分類される米国原産の暗号品目。

(b) 項の注：de minimis 計算の手順及び報告要求事項については、本章の supplement No. 2 を参照しなさい。

(c) 10% de minimis 基準

次に掲げる再輸出については、世界中のいかなる国に行なわれる場合であっても、EAR の対象とならない（ただし、本節の(a)及び(b)(1)(iii)項で規定されている場合を除く。また、[暗号品目については]本節の(b)(1)(i)、(b)(1)(ii)及び(b)(2)項の規定に該当する場合に限る）。計算値に関するガイダンスについては本章の Supplement No. 2 を参照しなさい。

(1) 外国製の貨物であって、外国製貨物の総価額の 10%以下において、米国原産の規制対象貨物を組み込んだもの又は米国原産のソフトウェアが“バンドル”[添付]されたものの再輸出；

(c) (1) 項に対する注：

- (1) 米国原産のソフトウェアは、外国製品目から別々に（すなわち、“バンドル”[添付]されていないか、組み込まれていない状態で）輸出又は再輸出される場合、de minimis の除外が適用できず、EAR の対象となる。
 - (2) 本節でいうところの‘bundled’ [バンドル（添付）された]は、当該品目と一緒に再輸出されるソフトウェアであって、当該品目に応じて設定されるソフトウェアであるが、必ずしも当該品目に物理的に統合されたものではないソフトウェアをいう。
 - (3) (c) (1) 項における de minimis の除外は、商務省規制品リスト（CCL）にリストされるソフトウェアであって、反テロリズム（AT）の規制理由のみを持つソフトウェア又は EAR99（EAR の対象ではあるが、CCL にはリストされないもの）に指定されるソフトウェアについてのみ適用される。その他のすべてのソフトウェアについては、そのソフトウェア自体が EAR の対象であるか否かの独立した評価が実行されなければならない。
- (2) 外国製ソフトウェアの総価額の 10%以下の範囲で、米国原産の規制対象ソフトウェアを組み込んでいる外国製ソフトウェアの再輸出；又は
- (3) 外国製の技術であって、当該技術に混合された或いは基となった米国原産の規制対象技術が、外国製の技術の総価額の 10%以下であるものの再輸出。
規制される米国原産の技術で commingle[混合]された外国製技術について de minimis 除外に依存することができる前に、ワнтаイムレポートを提出しなければならない。
提出要求事項について、§ 734 の Supplement No. 2 を参照しなさい。

(d) 25% De Minimis 基準

次に掲げる再輸出は、EAR § 740 の Supplement No. 1 のカントリーグループ E:1 にリストされる以外の国に行われる場合、EAR の対象とならない（ただし、本節の(a)項で規定されている場合を除く。また、[暗号品目については]本節の(b)項の規定に該当する場合に限る）。計算値に関するガイダンスについては

本章の SupplementNo. 2 を参照しなさい。

(1) 外国製の貨物であって、外国製貨物の総価額の 25%以下において、米国原産の規制対象貨物を組み込んだもの又は米国原産のソフトウェアが“バンドル”[添付]されたものの再輸出；

(d) (1) 項に対する注：

(1) 米国原産のソフトウェアは、外国製品目から別々に（すなわち、“バンドル”[添付]されていないか、組み込まれていない状態で）輸出又は再輸出される場合、de minimis の除外が適用できず、EAR の対象となる。

(2) 本節でいうところの 'bundled' [バンドル（添付）された]は、当該品目と一緒に再輸出されるソフトウェアであって、当該品目に応じて設定されるソフトウェアであるが、必ずしも当該品目に物理的に統合されたものではないソフトウェアをいう。

(3) (d) (1) 項における de minimis の除外は、商務省規制品リスト（CCL）に類別されるソフトウェアであって反テロリズム（AT）の規制理由のみを持つソフトウェア又は EAR99（EAR の対象ではあるが、CCL にはリストされないもの）に指定されるソフトウェアについてのみ適用される。その他のすべてのソフトウェアについては、そのソフトウェア自体が EAR の対象であるか否かの独立した評価が実行されなければならない。

(2) 外国製ソフトウェアの総価額の 25%以下の範囲で、米国原産の規制対象ソフトウェアを組み込んでいる外国製ソフトウェアの再輸出；又は

(3) 外国製の技術であって、当該技術に混合された或いは基となった米国原産の規制対象技術が、外国製の技術の総価額の 25%以下であるものの再輸出。

規制される米国原産の技術で commingle[混合]された外国製技術について de minimis 除外に依存することができる前に、ワнтаムレポートを提出しなければならない。提出要求事項について、§ 734 の SupplementNo. 2 を参照しなさい。

(e) あなたは、de minimis 条項があなたの状況に適用されるかどうかを判定するために必要な計算をすることに対して責任がある。米国規制成分の計算に関するガイダンスについては、§ 734 Supplement No. 2 を参照しなさい。

(f) 混合された米国オリジン技術及びソフトウェアに適用される原則については、EAR § 770.3 を参照しなさい。

(g) 記録保管要求事項

あなたが、外国製ソフトウェア又は技術の中の米国成分の割合を確定した方法は、文書化し、EAR762 の記録保管要求事項に従って、あなたの記録に保持されなければならない。あなたの記録は、あなたの計算で使用した値が、実際のアームズレングス取引[独立企業間取引：資本関係のほか、血縁関係などやその他特別な関係を介さない、独立した第三者同士で行われる商取引]の市場価格であるか、或いは比較可能な取引若しくは製造原価、間接費及び利益から導き出されたものであるか否かについても示さなければならない。

§ 734.5 EAR の対象となる米国人及び外国人の行為

以下の種類の行為は、EAR の対象となる：

(a) EAR § 744.6 で定める核爆発装置、化学生物武器、ミサイル技術の拡散、及び、EAR § 745 で定める化学兵器の拡散に関連する米国人の特定の行為。

(b) EAR に基づいて発行された命令（EAR § 766 に従って発行される剥奪命令を含む）によって禁止される米国人又は外国人の行為。

§ 734.6 輸出許可及びその他の要求事項を決定するため BIS から利用可能な援助

(a) “EAR の対象”となる貨物、ソフトウェア、技術若しくは行為が EAR に基づく輸出許可若しくはその他の要求事項の対象となるかどうかについて確信がない場合、BIS に対し、助言又は貨物番号分類の判定を請求することができる。

ある品目が“ITAR の対象”であるか否かを判定するために、ITAR の米国軍需品リスト (22 CFR § 120.3、§ 120.6 及び § 121.1 を参照のこと) を調べなければならない。また、論点になっている貨物、ソフトウェア、若しくは (又は ITAR の用語では、論点になっている防衛物品、技術資料若しくは防衛役務) に関して公式の管轄権の決定の請求を、防衛取引管理部に提出することができる。

- (b) EAR を執行する責任機関として、BIS は、品目又は行為が EAR の対象になるかどうか、もし対象であれば EAR に基づいてどのような輸出許可又は他の要求事項が適用されるかの決定に対し責任を持つ唯一の機関である。このような決定は、EAR の要求事項のみに影響を及ぼすものであって、その他の規制プログラムの適用には影響を及ぼさない。
- (c) BIS の輸出許可又はその他の要求事項を判定する際に援助を必要とする場合、EAR § 748.3 で定める手続きに従って、BIS に援助を要求することができる。

§ 734.7 公開されるもの

- (a) 本節の (b) 項で規定される場合を除いて、機密扱いでない“技術”又は“ソフトウェア”は“公開されるもの”であって、それ故に EAR 対象の“技術”又は“ソフトウェア”、その更なる流布に対して例えば次のいずれかにより制限なしに一般に入手可能としている場合、EAR に対象となる“技術”又は“ソフトウェア”とはならない：
- (1) 公開された情報の取得又は購入を望む個人に対して制限なしに利用できる購読の申し込み；
 - (2) 一般に開放されているか利用できる図書館又はその他の公共のコレクションであって、一般市民がそこから有形又は無形の文書を入手できるもの；
 - (3) 関心がある一般市民が通常的にアクセスできるコンファレンス、会議、セミナー、見本市、又は展示会での制限のない配布；
 - (4) 何らかの形態による (例えば、必ずしも出版形態によらない) 一般への流布 (すなわち、制限のない配布) (一般市民が入手可能なインターネットのサイトへの掲示を含む)；又は
 - (5) 書面での作文、原稿、プレゼンテーション、コンピュータが読み取り可能なデータセット、公式、画像、アルゴリズム、又はそれ以外の何らかの知識表現であって、それらの情報が出版又はプレゼンテーションのために以下の者に受取られた場合に一般に入手可能とさせる前提で提示されるもの：
 - (i) 定期刊行物、雑誌、新聞若しくは業界紙の国内若しくは外国の共著者、編集者、若しくは査読者；
 - (ii) 基礎研究を行う研究者；又は
 - (iii) 公開コンファレンス若しくはその他の公開の集会の主催者。
- (b) ECCN 5D002 のもとに番号分類される公開された暗号ソフトウェアは、ECCN 5D002 のもとに番号分類される一般に入手可能な暗号オブジェクトコードソフトウェアであって、対応するソースコードが EAR § 742.15 (b) ~~§ 740.13 (e)~~ で指定される基準を満たしていない限り、依然として EAR の対象である。

§ 734.8 “技術”又は“ソフトウェア”であって、基礎研究中に生じるもの、又は基礎研究の結果として生じるもの

(a) 基礎研究

基礎研究中に生じる、又は基礎研究の結果として生じる“技術”又は“ソフトウェア”であって、公開されることを意図しているものは EAR の対象とならない。

(a) 項の注 1: 本項は、EAR 対象の“技術”又は“ソフトウェア”であって、基礎研究を行うために提供されるものには適用されない。(研究者に提供される情報のうち、“公開されるもの”については、§ 734.7(a)(5)(ii) を参照のこと。)

(a) 項の注 2: 研究の実施において、研究者、研究機関又は企業が研究の結果に含まれる“技術”又は“ソフトウェア”の提供又は公開を制限したり保護することを決定することができる場合がある。一旦、上記の“技術”又は“ソフトウェア”を制限されたり所有権が保持されるように維持する決定が行われた場合、その“技術”又は“ソフトウェア”は、§ 734.3(a) の範疇にある場合、EAR の対象となる。

(b) 公開前の審査

基礎研究中に生じる、又は基礎研究の結果として生じる“技術”又は“ソフトウェア”は、その研究に含まれる“技術”又は“ソフトウェア”を研究者が制限なしに公開することが自由である場合、公開されることが意図されている。基礎研究中に生じる、又は基礎研究の結果として生じる“技術”又は“ソフトウェア”であって、校正刷りチェックを受けているものは、以下に該当する場合、依然として公開されることが意図されている：

- (1) 公開前の審査が、審査が研究結果の公開に一時的な遅れしか生じない限りにおいて、公開が特許権を損なわないことを確実にするためだけに実施される；
- (2) 公開前の審査が、スポンサーが研究者に提供した独自に所有する情報をその公開により不注意に漏らさないことを、単に保証するために研究のスポンサーにより実施される；又は
- (3) 連邦機関又は連邦政府負担研究開発センター（FFRDC）で働く科学者又は技術者によって実施される研究に関して、その審査が、当該科学者及び技術者による情報提供を制限するためにその機関若しくは FFRDC により考案されたしかるべきシステムの中において実施される。

(b) 項の注 1: 基礎研究中に生じる、又は基礎研究の結果として生じる“技術”又は“ソフトウェア”は、研究者がその公開に関して制限を受け入れる場合、公開されることが意図されているとはみなされないが、それでもなお、一旦そのようなすべての制限が失効するか解除されたなら、その“技術”又は“ソフトウェア”は、基礎研究中に生じる、又は基礎研究の結果として生じる“技術”又は“ソフトウェア”とみなされる。

(b) 項の注 2: 自発的に米国政府の公開前の審査を受ける研究は、その研究がその公開前の審査及び結果として生じる何らかの規制に沿って提供される場合、“公開されることが意図されている”とみなされる。

(b) 項の注 3: 米国政府負担研究から生じる“技術”又は“ソフトウェア”であって、政府が課すアクセス及び流布の管理又はその他の特定の国家機密管理の対象となるものは、すべての政府が課す国家機密管理が満たされており、さらに研究者が研究に含まれる“技術”又は“ソフトウェア”を制限なしに公開することが自由である場合には、基礎研究から生じる“技術”又は“ソフトウェア”とみなされる。特定の国家機密管理の事例には、公開の許可を保留にする権利；米国以外の市民又はそれ以外の範疇の人々への情報の公開前の配布に対する制限；又はその研究における米国以外の市民又はそれ以外の範疇の人々の参加に対する制限を有する政府による公開前審査についての要求が含まれる。一以上の輸出管理の法律若しくは規則に対する一般的な言及又は政府が機密扱いにする権利を保持している一般的な注意は、特定の国家機密管理ではない。

(c) 基礎研究の定義

基礎研究とは、科学、工学、又は数学の研究を意味し、通常その成果は公開され、研究コミュニティ内で広く共有され、かつ、それに対して研究者が所有権又は国家安全保障の理由のための規制を受けないものである。

§ 734.9 [Reserved]

§ 734.10 特許

“技術”は、それが次のいずれかに含まれている場合、EAR の対象とはならない：

- (a) いずれかの特許局で若しくはいずれかの特許局から入手可能な特許若しくは公開（発行された）特許出願書；
- (b) 外国のオリジナルの“技術”から全面的に作成された公開済みの特許若しくは特許出願書であって、その出願書が完成され、その後米国特許商標庁への提出のため米国に返送するため、外国の発明者に送付されようとしているもの；
- (c) 特許出願書又は出願書の修正、変更、補足若しくは分割であって、特許商標庁規則 37 CFR 第 5 章に従い外国での出願が認可されたもの；或いは

- (d) 発明時に米国にいた発明者若しくは米国在住の者と共同発明者である発明者の署名を得る目的で、米

国特許出願の提出前若しくは提出後 6 か月以内に外国に送付された特許出願書。

§ 734. 11 [Reserved]

§ 734. 12 外国の法律及び規則に対する効力

EAR の輸出許可又はその他の要求事項を順守するいかなる者も、適用される外国の法律及び規則を順守する責務を免れるものではない。逆に、外国の法律又は規則の輸出許可又はその他の要求事項を順守するいかなる者も、EAR を含む米国の法律及び規則を順守する責務を免れるものではない。

§ 734. 13 輸出

(a) § 734. 17 又は § 734. 18 で規定される場合を除いて、輸出とは以下を意味する：

- (1) いかなる方法においても、米国から実際に出荷又は伝送すること（米国から品目を送付したり搬送することを含む）；
- (2) 米国に在住する外国人に“技術”又はソースコード（オブジェクトコードではない）を提供したり、その他の形態で転送すること（“みなし輸出”）；
- (3) 米国に在住する者による以下に該当する宇宙空間用の飛しょう体の登録、管理、又は所有権の移転：
 - (i) 許可例外 STA に基づく輸出が適用できない EAR 対象の宇宙空間用の飛しょう体（すなわち、宇宙空間用の飛しょう体の宇宙ベースのロジスティック、組立て若しくはサービスを提供する宇宙空間用の飛しょう体）であって、他国に在住する者若しくは他国の国民を仕向先とするもの；又は
 - (ii) EAR 対象のその他の宇宙空間用の飛しょう体であって、カンントリーグループ D:5 に在住する者若しくはそれらの国の国民を仕向先とするもの。

(b) 米国内における外国人への“技術”又はソースコードの提供は、その外国人が市民権又は永住権を持つ最新の国へのみなし輸出になる。

(c) EAR で特定される仕向国に向けて一つの国又は複数の国々を通過することになる品目の輸出は、その仕向国への輸出であるとみなされる。

§ 734. 14 再輸出

(a) § 734. 18 及び § 734. 20 で規定される場合を除いて、再輸出とは以下を意味する：

- (1) いかなる方法においても、外国の 1 か国から他の外国に EAR 対象品目を実際に出荷又は伝送すること（上記の国に向けて又は上記の国から品目を送付したり搬送することを含む）；
- (2) 提供又は移転が実行される外国以外の国の外国人に EAR 対象の“技術”又はソースコードを提供したり、その他の形態で転送すること（みなし再輸出）；
- (3) 米国外に在住する者による以下に該当する宇宙空間用の飛しょう体の登録、管理、又は所有権の移転：
 - (i) 許可例外 STA に基づく再輸出が適用できない EAR 対象の宇宙空間用の飛しょう体（すなわち、宇宙空間用の飛しょう体の宇宙ベースのロジスティック、組立て若しくはサービスを提供する宇宙空間用の飛しょう体）であって、他国に在住する者若しくは他国の国民を仕向先とするもの；又は
 - (ii) EAR 対象のその他の宇宙空間用の飛しょう体であって、カンントリーグループ D:5 に在住する者若しくはそれらの国の国民を仕向先とするもの。

(b) 米国外における他国の外国人への EAR 対象の“技術”又はソースコードの提供は、§ 734. 20 で規定される場合を除いて、その外国人が市民権又は永住権を持つ最新の国へのみなし再輸出になる。

(c) EAR で特定される仕向国に向けて一つの国又は複数の国々を通過することになる EAR 対象の品目の再輸出は、その仕向国への再輸出であるとみなされる。

§ 734.15 提供

- (a) § 734.18 で規定される場合を除いて、“技術”及び“ソフトウェア”は、以下を通して“提供”される：
- (1) 外国人による視察若しくはその他の閲覧であって、EAR 対象の“技術”若しくはソースコードを外国人に明らかにすること；又は
 - (2) 米国内若しくは米国外における“技術”若しくはソースコードの外国人との口頭若しくは書面によるやりとり。
- (b) “アクセス情報”の使用又は別な方法による“技術”又は“ソフトウェア”のあなた自身又は他の人への“提供”を生じる行為は、当該“技術”又は“ソフトウェア”のその者への輸出又は再輸出に対して認可が必要になるのと同じ範囲で認可を必要とする。

§ 734.16 移転（国内における移転）

§ 734.18 (a) (3) で規定される場合を除いて、移転（国内における移転）とは、同じ外国の国内において品目の最終用途又は最終需要者が変わることを意味する。Transfer (incountry) [国内における移転]は、In-country transfer と同義である。

§ 734.17 暗号ソースコード及びオブジェクトコードのソフトウェアの輸出

- (a) EAR でいうところの暗号ソースコード及びオブジェクトコードのソフトウェアの輸出は、以下を意味する：
- (1) 米国からの実際の出荷、移転若しくは転送（本節の(b)項についても参照しなさい）；又は
 - (2) 米国内にある上記“ソフトウェア”の外国の大使館若しくは関係団体への移転。
- (b) 商務省規制品リスト（EAR § 774 Supplement No.1 参照）の ECCN 5D002 で“EI”理由により規制される暗号ソースコード及びオブジェクトコードの“ソフトウェア”の輸出には以下を含む（ただし、当該ソフトウェアを利用可能にする者が、このようなコードの許可されていない移転を防ぐための適切な予防措置を取っている場合を除く）：
- (1) 米国外のロケーション（電子掲示板、インターネットのファイル転送プロトコル及びウェブサイトを含む）で、当該“ソフトウェア”をダウンロードすること、若しくはダウンロードを可能とする行為をとること；又は
 - (2) 米国外に所在する者がアクセス可能な電話線、ケーブル、無線、電磁波、光学、光電子若しくはその他の同等の通信設備により、米国外において当該“ソフトウェア”を移転できるようにすること（電子掲示板、インターネットのファイル転送プロトコル及びウェブサイトからの転送を含む）。EAR § 734.3 (b) (3) の条項に適合する一般入手可能であるか公開されているとみなされる暗号ソースコード“ソフトウェア”の輸出又は再輸出に対する届出要求事項については EAR § 742.15 (b) ~~§ 740.13 (e)~~ を参照のこと。

一般に入手可能な暗号ソースコード“ソフトウェア”及び対応するオブジェクトコードは、その暗号ソースコード“ソフトウェア”がEAR § 742.15 (b) の届出要求事項を満たす場合、EARの対象とならない。
~~EAR § 740.13 (e) のもとに許可例外 TSU が適格になる暗号ソースコードに対応するオブジェクトコード形式の一般に入手可能な暗号“ソフトウェア”は、EARの対象とならない。~~

- (c) EAR § 736 で定められる一般禁止事項に従って、EAR § 740.17 (b) (2) に基づいて輸出できる製品（暗号“ソフトウェア”製品、特定の暗号ソースコード及び汎用の暗号ツールキット）のインターネットによる転送のための予防措置には、以下の手段を含めなければならない：
- (1) アクセスコントロールシステムが、自動化された方法又は人手を介した方法のいずれかにより、米国又はカナダ以外において転送を要求している又は転送を受け取るすべてのシステムのアドレスをチェックし、それらのシステムが、外国政府系のエンドユーザのドメインネーム又はインターネットアドレス（例えば“.gov”、“.gouv”、“.mil”又は類似のアドレス）を持っていないことを検証すること；
 - (2) アクセスコントロールシステムが、要求している又は受け取るすべての当事者に対し、転送されるものには輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる暗号“ソフトウェア”を含んでいるか若しくは

含むことになり、かつ、このような転送を受け取るいかなる者も、輸出許可やその他の認可がなければ、その“ソフトウェア”を輸出できないという警告をすること；並びに

- (3) そのような“ソフトウェア”の転送を要求している又は受け取るすべての当事者は、その“ソフトウェア”が EAR § 772 で定義される政府系エンドユーザによる使用を意図していないこと、及び、その暗号“ソフトウェア”が輸出管理規則に基づく輸出規制の対象であることを当事者が理解していること、及び、その転送を受け取るいかなる者も輸出許可又はその他の認可なしに、その“ソフトウェア”を輸出できないことを肯定して承諾しなければならない。BIS は、電子形式の承諾書について、それが書面での承諾書と同様に法的保証を確実なものとするのに十分なものである場合、電子形式の承諾書を考慮に入れる。

§ 734.18 輸出、再輸出、又は移転とはならない行為

(a) 輸出、再輸出、又は移転とはならない行為

以下の行為については、輸出、再輸出、又は移転とはならない：

- (1) 宇宙空間用の飛しょう体、打上げ用の飛しょう体、ペイロード、又はその他の品目の宇宙空間への打ち上げ。
- (2) 米国に在住する外国人ではない者に米国に在住する他の者から“技術”又は“ソフトウェア”を伝送したり、その他の形態で転送すること。
- (3) “技術”又は“ソフトウェア”を、同じ外国内で、“外国人”ではない者のみの間で伝送又はその他の形態で移転（国内における移転）を行うこと（その伝送又は移転が、結果として外国人又はその“技術”又は“ソフトウェア”を受け取ることが禁じられた者に提供されない場合に限る）。
- (4) 米国、コロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区、又は北マリアナ諸島自治連邦区又は米国の準州、保護領、若しくは領土（国勢調査局発行の米国輸出統計のための別表 C（分類コード及び分類上の記載）にリストされる仕向地）の中で品目を出荷、移動、又は移転を行うこと。
- (5) 以下に該当する“技術”又は“ソフトウェア”を送ったり、受け取ったり、蓄積すること：
 - (i) 機密扱いでないもの；
 - (ii) ‘端末相互間の暗号’を用いてセキュリティが保護されたもの；
 - (iii) 米国連邦情報処理標準の刊行物 140.2 (FIPS 140.2) 又はそれに代わるものに準拠する暗号モジュール（ハードウェア又は“ソフトウェア”）、現在の米国国立標準技術研究所で提供されるガイダンスに準拠する“ソフトウェア”の実装、暗号鍵管理及びその他の手順及び制御、又はその他の同程度若しくはそれ以上に有効な暗号手段によって補完されたものを用いてセキュリティが保護されたもの；並びに
 - (iv) カントリーグループ D:5 (EAR § 740 Supplement No. 1 参照) にリストされる国又はロシア連邦に意図的に蓄積されたものではないもの。

(a) (4) (iv) 項の注：インターネットを通して送信中のデータは、蓄積されるものとはみなされない。

(b) 定義

本節でいうところにおいて、端末相互間の暗号とは以下を意味する：

- (i) データが発信者（又は発信者の国内のセキュリティ境界）及び意図した受信者（又は受信者の国内のセキュリティ境界）間において暗号化されていない形式にないようなデータの暗号保護の提供
- (ii) 復号手段が第三者に提供されないこと。
発信者と受信者は、同じ者である場合がある。

(c) 暗号化された形式での“技術”又は“ソフトウェア”にアクセスする能力

本節の (a) (5) 項で規定される基準を満たす暗号化された形式での“技術”又は“ソフトウェア”にアクセスする能力は、当該“技術”又は“ソフトウェア”の提供又は輸出には当たらない。

§ 734. 19 アクセス情報の移転

“技術”又は“ソフトウェア”を移転するのに必要とされる認可の範囲内において、アクセス情報を転送するのに、その移転が結果として必要な認可なしに当該“技術”又は“ソフトウェア”の提供に結びつくことを知ったうえで行われた場合、同等の認可が必要とされる。

§ 734. 20 みなし輸出とはならない行為

以下の行為については、みなし輸出とはならない（§ 734. 14 (b) の“みなし輸出”の定義を参照のこと）：

(a) “技術”又はソースコードの是認される提供

提供が行われた外国以外の国の外国人への米国外での事業者による“技術”又はソースコードの提供であって、次の条件に該当する場合：

- (1) 問題となっている“技術”又はソースコードをその事業者が受け取ることが、その“技術”又はソースコードについて EAR のもとに輸出許可、許可例外、又は輸出許可が不要である状況のいずれかにより、是認されていること；かつ
- (2) その外国人の市民権又は永住権を有する最新の国が、問題となっている“技術”又はソースコードのその国への米国からの輸出が許可例外のもとに又は EAR に基づいて輸出許可が不要である状況において EAR により是認される国の一つであることを、その事業者が“認識”していること。

(b) カントリーグループ A:5 の国民への提供

米国外での事業者による、提供が行われる外国以外の国の外国人への“技術”又はソースコードの提供であって、次の条件に該当する場合（(a) 項の範囲を制限しない）：

- (1) その事業者が問題となっている“技術”又はソースコードを受け取ることが、EAR のもとに輸出許可、許可例外、又は輸出許可が不要である状況のいずれかにより、是認されていること；
- (2) 外国人がその事業者の真正なる‘常用正規従業員’であって、禁じられた者（禁止された者の定義について § 772. 1 を参照のこと）ではないこと；
- (3) その従業員がもっぱらカントリーグループ A:5 の国の国民であること；かつ
- (4) “技術”又はソースコードの提供が、もっぱら当該国の物理的領土内、又は米国内で行われること。

(c) カントリーグループ A:5 以外の国民への提供

米国外での事業者による、提供が行われる外国以外の国の外国人への“技術”又はソースコードの提供であって、次の条件に該当する場合（(a) 項の範囲を制限しない）：

- (1) その事業者が問題となっている“技術”又はソースコードを受け取ることが、EAR のもとに輸出許可、許可例外、又は輸出許可が不要である状況のいずれかにより、是認されていること；
- (2) 外国人がその事業者の真正なる‘常用正規従業員’であって、禁じられた者（禁止された者の定義について § 772. 1 を参照のこと）ではないこと；
- (3) 提供が、もっぱらその事業者が所在する国若しくは職務上の事業を行うか営業する国の物理的領土内で行われるか、米国内で行われること。
- (4) その事業者が EAR に反する仕向地、事業者、最終需要者、及び最終用途への転用を防止するための有効な手順を有していること；かつ
- (5) 次の 6 つの項（本節の (c) (5) (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)、又は (vi) 項）のいずれかの状況が該当すること：
 - (i) 外国人が米国外の事業者の母国政府により承認された機密事項取扱い許可を有している；
 - (ii) 米国外の事業者は以下の対応をしている：
 - (A) 外国人の従業員を審査し、従業員が規制されている“技術”を EAR に反して開示したり、移転したり、再輸出しない誓約を規定する秘密保持契約を従業員に締結させるプロセスを構築している；
 - (B) カントリーグループ D:5（EAR § 740 Supplement No. 1 参照）にリストされる国々との現実の接触について従業員を審査している。国籍は、それ自体では EAR 対象の“技術”又はソースコードにアクセスすることを禁止するものではないが、カントリーグループ D:5 にリストされている国を出身とする外国人と現実の接触を有する従業員は、BIS がリスクがないと裁定しない限り、転用のリスクを高めるものとみなさなければならない；

- (C) そのような現実の接触について従業員を審査する手順を含む技術セキュリティ又は機密情報取扱許可計画を維持している；
 - (D) 上記の記録を、5年間以上又は当該個人の事業者との雇用期間について維持している；かつ
 - (E) 上記の計画及び記録について BIS 又はその代理人に対して請求に応じて民事法及び刑事法執行の目的で利用できるようにする。
- (iii) 事業者は ITAR § 126.18 に関する米国英国交換公文（この文書で英国は適切な履行ガイダンスをの提供を行ってきた）に基づいて ITAR § 126.18 (22 CFR 126.18) を履行している英国の事業者である；
 - (iv) 事業者は ITAR § 126.18 に関する米国カナダ交換公文（この文書でカナダは適切な履行ガイダンスをの提供を行ってきた）に基づいて ITAR § 126.18 (22 CFR 126.18) を履行しているカナダの事業者である；
 - (v) 事業者は ITAR の合意ガイドラインの 3.7b 項で適用除外を履行しているオーストラリアの事業者である；又は
 - (vi) 事業者は ITAR の合意ガイドラインの 3.7c 項で適用除外を履行しているドイツの事業者である；又は

(d) 定義－

- (1) 現実の接触にはカントリーグループ D:5 の国への定期的な旅行；当該国の代理人、ブローカー、及び国民との最近の契約又は継続中の契約；継続されている当該国への立証された忠誠心；当該国出身の者とのビジネス関係の維持；当該国における居住の維持；当該国からの給与の受領若しくはその他の継続中の金銭的な報酬；又は転用のリスクをその他の形態で示す行為が含まれる。
 - (2) 常用正規従業員は以下に該当する個人であること：
 - (i) 事業者により常用的に（すなわち、1年以上）雇用されていること
 - (ii) 契約社員であって、以下に該当する者：
 - (A) その個人が事業者の施設又は事業者により指定された場所（遠隔サイト又は出張先）で勤務する会社と長期の契約関係にある；
 - (B) 事業者の指示及び管理（その企業がその個人の勤務表及び職務を決定しなければならない）のもとに勤務している；
 - (C) その事業者のためだけに常勤で勤務している；及び
 - (D) 彼／彼女がその事業者に対する彼／彼女の仕事の一環として受け取った機密情報を開示しない機密保持保証をその会社に対して締結している。
- (d) (2) 項の注：契約社員が人材派遣会社によりその事業者に配置転換された場合、人材派遣会社は、その個人が行う業務において、その業務に対してその個人に与える以外の役割を持ってはならない。また、人材派遣会社は適用される規則又は輸出許可によって認可される以外の規制されるいかなる“技術”又はソースコードにもアクセスできてはならない。

§ 734 Supplement No. 2 DE MINIMIS 基準のガイドライン

(a) 外国製品目の中の規制される米国原産成分の価額の計算は、本章の § 734.4 でいうところにおいて、米国原産成分のパーセンテージが de minimis [些事] であるか否かを決定するために、実行されるべきものである。(外国製品目が懸案の仕向地に対して輸出許可を必要としない場合、これらの計算を行なう必要がないことに注意しなさい。) そのような計算を実行するため、以下のガイドラインを使用しなさい：

(1) 米国原産の規制される成分

de minimis 基準でいうところの米国原産の規制される成分を特定するために、外国製の製品に組み込んでいる各米国原産品目の輸出規制分類番号 (ECCN) を判定しなければならない。次に、それらの米国原産品目が、あなたが外国製の製品の仕向国に向けて (あなたがそれらを受け取った形態で) 輸出又は再輸出された場合、それらの米国原産品目のどれが BIS からの輸出許可を必要とするかを、もしあれば、特定しなければならない。米国原産の規制される成分を特定するために、EAR の § 738 の Supplement No. 1 の商務省カントリーチャートと EAR § 746 で定める規制を調べなければならない。EAR § 744 は、de minimis 基準の適用可否を判定する目的においては、規制される米国成分を特定するのに使用しないものとする。米国原産の規制される成分を特定する際に、仕向国に輸出許可なしに輸出若しくは再輸出することができる (すなわち、“NLR”として指定される) 又は許可例外 GBS のもとに輸出若しくは再輸出することができる (EAR § 740 を参照しなさい) 貨物、ソフトウェア又は技術については、考慮に入れてはならない。供給不足物資規制のみに対象となる貨物は、米国成分の計算には含まれない。

(a) (1) 項に対する注：

de minimis でいうところにおいて、米国原産の規制される品目が以下に該当する場合、米国原産の規制される成分は、'組み込まれている' とみなされる：

- 外国の装置の機能に不可欠であること；
- 通例において、外国の装置の販売に含まれていること；並びに
- 外国製の品目と一緒に再輸出されること。

米国原産のソフトウェアは、外国製の貨物に 'バンドル' [添付] されている場合がある；本章の § 734.4 を参照しなさい。de minimis 基準の確定でいうところにおいて、外国製の貨物又はソフトウェアを設計又は製造するために用いられる技術及びソースコードについては、当該外国製の貨物又はソフトウェアに組み込まれているとはみなされない。

(2) 米国原産の規制される成分の価額

米国原産の規制される成分の価額は、外国製品が生産されている市場における当該成分の公正な市場価格を反映しなければならない。ほとんどの場合、この価額は、米国原産の貨物、技術又はソフトウェアの外国の製造業者に対する実際の対価と同じものとなる。外国の製造業者と米国のサプライヤーが提携し、結果として市場より低い価格となる特別な契約があった場合、米国原産の規制される成分の価額は、同じ外国市場において提携していない顧客に通常、請求される公正な市場価格を反映しなければならない。懸案の米国原産の規制される成分について、実際のアームズレングス取引データに基づく公正な市場価格が決定できない場合、公正な市場価格を計算したり、導き出すための他の信頼できる査定方法を決定しなければならない。そのような方法には、比較可能な市場価格又は製造及び流通のコストの使用を含むことができる。EAR は、いずれか一つの会計システム又は米国会計標準に基づく計算を要求していない。しかし、あなたが用いた方法は、あなたの業務慣行に沿ったものでなければならない。

(3) 外国製の製品の価額

(i) 通則

外国製の製品の価額は、その外国製品が販売される市場における当該製品の公正な市場価格を反映しなければならない。ほとんどの場合、この価額は、その外国製の製品のバイヤーへの実際の対価と同じものとなる。これらの製品の外国の製造業者とバイヤーが提携し、結果として市場より低い価格となる特別な契約があった場合、外国製の製品の価額は、同じ外国市場において提携していない顧客に通常、請求される公正な市場価格を反映しなければならない。懸案の外国製の製品について、実際のアームズレングス取引データに基づく公正な市場価格が決定できない場合、

公正な市場価格を計算したり、導き出すための他の信頼できる査定方法を決定しなければならない。そのような方法には、比較可能な市場価格又は製造及び流通のコストの使用を含むことができる。EAR は、いずれか一つの会計システム又は米国会計標準に基づく計算を要求していない。しかし、あなたが用いた方法は、あなたの業務慣行に沿ったものでなければならない。

(ii) 外国製のソフトウェア

de minimis 基準でいうところにおいて、外国製のソフトウェアの価額を計算する際に、その外国製ソフトウェアの将来の販売を見積ることができる。外国製ソフトウェアの総価額は、以下を合計したものとなる：

当該ソフトウェアの実際の販売高であって、外国製ソフトウェアが米国原産成分を組み込んだ時点における受注に基づくもの、並びに、もし該当する場合、当該ソフトウェアの将来の総販売予測額。

(a) (3) 項に対する注：

あなたが事業を運営する中で用いている会計システム、会計標準又は会計慣行の別に関係なく、報告された公平な市場価格を減額すること、或いはその他の形態で関連する会計慣行を通して公平な市場価格を減額することはできない。価額は、実績値又は予測値でも良い。しかし、予測額については、それがあなたの裏付書類に矛盾しないでとどまる範囲においてのみ依存することができる。

(4) 米国原産の品目のパーセンテージ値の計算

外国製の品目に組み込まれた、或いは commingle [混合] された、或いは 'バンドル' [添付] された米国原産の規制される成分のパーセンテージを確定する際に、米国原産の規制される成分の価額を外国製の品目の価額で割り算し、その計算結果に 100 を乗じなさい。組み込まれた米国原産品目のパーセンテージ値が EAR § 734.4 で定める de minimis 基準以下であるなら、その外国製の品目は EAR の対象とはならない。

(b) ワンタイムレポート

§ 734.4 の (c) 項及び (d) 項で記述する通り、技術について de minimis 基準に依存する前に、ワンタイムレポートが必要である。このレポートの唯一の目的は、米国成分の計算が正しく行なわれたか否かを、米国政府が評価できるようにすることである。

(1) レポートの内容

レポートには、レポートの対象である外国製技術の範囲及び種類についての説明並びにその公正な市場価格の説明を、その外国製技術の見積り価格の論理的な根拠及び基準と一緒に記載しなければならない。レポートには、米国原産の規制される成分が 10% を超える場合、米国原産の規制される成分が本 Supplement の (a) (1) 項に基づいて正しく特定されているか否かについて BIS が評価できるように、外国製技術の再輸出の仕向国を記載しなければならない。レポートは、再輸出される外国製技術の最終用途又は最終需要者に関する情報については不要である。レポートには、BIS があなたのレポートに関して連絡できる担当者の名前、肩書き、住所、電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリ番号を記載しなければならない。

(2) レポートの提出

次の方法のうちの一つを用いて BIS にレポートを提出しなければならない：

(i) 電子メール： rpd2@bis.doc.gov；

(ii) ファックス： (202) 482-3355；又は

(iii) 郵送又は配達／宅配便：

米国商務省産業安全保障局政策調整部門、

14th and Pennsylvania Avenue, NW., Room 2099B, Washington, DC 20230.

(3) 報告と待機

あなたが BIS にレポートを提出してから 30 日後以内に、あなたのレポートに関して BIS より連絡を受けなかった場合、BIS があなたに連絡し、別途指示しない限り、レポートに記載された計算に依存することができる。BIS は、あなたのレポートに関する疑問点についてあなたに連絡をとるか、あなたの計算に関する前提条件若しくは論理的根拠を BIS が認めないことを指摘するために、あなたに連絡をとる場合がある。

BIS にレポートを提出してから 30 日後以内に BIS からそのような連絡又は通知を受けた場合、BIS が当該計算が正しく行なわれたと指摘するまで、レポートに記載された計算に依存することができないし、さらに、本章の § 734. 4 で定める技術についての de minimis 基準を使用することができない。

- (a) 規制除外の立証、又は認可請求の提出のために価額を判定する際に、以下のガイドラインを使いなさい：